

第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 寺井潔ソーシャルワーカー事務所

②施設・事業所情報

名称：ライフクリエートかほく	種別：就労継続B型、生活介護
代表者氏名：管理者 岡田 文貴	定員（利用人数）：就労継続B型40名（57名） 生活介護：20名（27名）
所在地：石川県かほく市七窪八7番地1	
TEL：076-283-7100	ホームページ：http://www.shionkai.or.jp/

【施設・事業所の概要】

開設年月日	2007年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）	社会福祉法人 四恩会	
職員数	常勤職員：21名	非常勤職員：18名
専門職員	社会福祉士：8名	看護師：2名
	介護福祉士：14名	栄養士：1名
	精神保健福祉士：2名	調理師：5名
施設・設備 の概要	（居室数） 短期入所 和室2、洋室2	（設備等）：一般浴槽、リフト浴槽、厨房・ パン製造室・豆腐製造室等の作業室

③理念・基本方針

〈法人経営理念〉

ミッション（社会に果たすべき役割）

我々は、福祉を必要とする全ての方々へのサービス向上及び地域福祉向上のために事業をする。

ビジョン（事業を通して実現したいこと）

我々は、ひとりひとりの「幸せ」を共に考え、それを地域の中で実現できるよう支援し、真のノーマライゼーション社会を構築する。

法人にとって

利用者、地域社会の幸福を叶えることが、当法人が存在する社会的意義であり使命であると確信する。

〈ライフクリエートかほく基本方針〉

1. 総合的、包括的支援により、利用者個々の環境の構築と自己実現をめざします。また職員の資質向上に取り組み、その優れた技術をもって支援します。
2. 提供する生産・創作活動を通じ、生きがいと誇りをもった社会参加を支援します。
3. ノーマライゼーションと権利擁護に立脚し、積極的な地域貢献、障害者の分け隔てのない共生社会を創造するよう努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>〈就労継続B型〉 定員40名 1人ひとりの仕事に対する思いを大切に、その人に応じた必要な支援を求めることができます。 就労活動：弁当班・パン班・豆腐班・レストラン（喫茶）・購買事業（ハニコーム）・内職事業・受託事業を行っている。</p> <p>〈生活介護〉 定員20名 一人ひとりが必要な介護や支援を受けながら、グループ活動や個々での活動を楽しむことができます。</p> <p>〈相談支援〉 障害のある方ご自身やご家族等からの相談に応じ、必要な支援を行います。</p> <p>〈短期入所〉 定員6名 ご家族の病気その他の理由で必要な場合に、短期間宿泊を受入れ、必要な介護や支援を行います。 （長期滞在には対応不可）</p>
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年 1月 15日～ 2020年 4月 16日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>■地域の社会資源一覧として、行政や民生委員、市内の他事業所との協働で、かほく市内のバリアフリー対応状況を一覧化した「よかよかガイド」を作成し、ガイドは施設内の喫茶店「ハニコーム」に設置されている。収集した地域資源の情報を事業所内のみならず、一般にも広く周知しているという点が評価できる。</p> <p>■自事業所内に限らず、地域の中で障がいをもった方が、旅行や料理作り等自主的に企画をし活動する場である「ほすか」の活動に、多目的ルームや喫茶店ハニコームの場所を提供し、また職員も派遣している。ひとりの「幸せ」を共に考え、それを地域の中で実現できるよう支援するという経営理念とも合致した活動を行っている点は評価が高い。</p> <p>■「個別支援計画の立て方」の中には、本人自身が問題を解決する視点や、本人の強味、得意なこと、好きなこと、希望等を引き出していくストレングスの視点が明記されている。「作業班」を選ぶ際には、施設案内や書面での説明のほか、実際に作業班を体験してもらい、自分に合っているかどうか判断してもらっている。事業所での過ごし方については、毎月職員も参加するグループワークで話し合い、ルール作りをしている。利用者の権利擁護については、石川県が発行しているリーフレットを配布したり、事業所内での研修を行っている。また、サービス向上委員会において支援の質の向上に努め、その活動を、「お便り」で家族や利用者へ報告している。</p> <p>■ 就労継続B型のメニューとして弁当班、パン班、豆腐班、内職班等が用意されて、利用者は自分に合った班を体験後に選択している。利用者の希望は、アンケート調査や面談、日々のコミュニケーションから聴取して、ひとり一人に最適な就労支援ができるように配慮している。工賃は、計算方法や、支給の方法がマニュアル化されて周知され、重要事項や契約書で説明して、同意をもらっている。各班ごとのマニュアルには、作業特性に応じて、安全管理や危険防止の取組が定められている。事業所内には、手洗い、うがいを励行することや、「病気に強い身体作りは、日頃の食生活習慣から」というポスターが掲示されて、感染症・食中毒の予防や健康づくりに取り組んでいる。</p>
--

◇改善を求められる点

■「ボランティア受入手順書」を作成し、手順書に基づいてボランティアの受入を行っているが、ボランティアの登録手続きや配置、事前説明については手順書に記載されていなかった。万一の際の事故やトラブルを未然に防ぐ点から、受入手順書やボランティア受入のマニュアルの見直しが見られる。

■公正かつ透明性の高い経営・運営の点について、毎月会計事務所の助言や相談は受けているが、外部監査は未実施であった。資産規模が一定に満たない法人であっても、「5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましい」と社会福祉法人審査基準にあるため、公認会計士等の専門家による外部監査の実施および監査結果に基づく経営改善が見られる。

■利用者の権利侵害の防止のために、サービス向上委員会が設置されている。委員会では、新しく策定した虐待防止マニュアルの周知、虐待防止の研修、職員チェックリストの実施等に取り組んでいる。虐待防止についての研修は、全職員が受講できるように令和1年11月に、3回に分けて実施している。委員会では、毎月虐待につながる虞のある事例についてチェックしてその結果を広報誌で周知している。身体拘束は虐待に該当する行為であり原則禁止であるが、緊急やむを得ない場合に実施する際の手続きや方法についての規定が、新しく策定したマニュアルには記載されていない。規定の策定が見られる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開所12年を迎え、初めての受審となりました。法人の基本的な事業運営や就労継続B型事業・生活介護事業が提供している福祉サービスについて、専門的な視点や客観的な評価を頂きました。評価結果については、課題が明確になり具体的な目標を設定する上での指標となり、改善が求められるところは検討し改善に努めます。評価の高かった点は、今後とも更に邁進し、より良いサービスの質の向上を目指して努力していきたいと考えています。

今回の受審では、調査員及び評価決定委員の方々に貴重なご意見、アドバイスをいただき感謝しております。

⑧評価細目の第三者評価結果（別添）